

令和 6 年度刑事専門研究会 3
(現代刑事法の諸問題 2)

共同研究「再審をめぐる諸問題」
結果概要

令和 7 年 3 月
司 法 研 修 所

司法研修所では、令和 6 年度刑事専門研究会 3（現代刑事法の諸問題 2）を令和 7 年 2 月 17 日から同月 18 日まで実施した。

本資料は、2 月 18 日に行われた共同研究「再審をめぐる諸問題」における内容を取りまとめたものである。

再審請求事件の審理の実情、手続段階ごとの審理運営上の課題や解決方法などについて、以下の事項を中心に研究員の間で意見交換が行われた。

1 再審請求事件の審理の実情

再審請求事件の審理の実情について、研究員の中で意見交換がなされ、主に次のとおりの意見が述べられた。

- 再審請求事件には、証拠開示をめぐる争いが続く事件、科学的証拠をめぐる争いがある事件、確定記録の調査に加えて事実の取調べが必要になる事件など、検討に時間を要する事件がある一方、同一の理由で何度も請求が繰り返される事件や請求の方式自体に不備がある事件など、短期間で判断できる事件も多い。まずは早期に当該事件の類型を見定めた上で、当該類型に沿った審理方針を検討する必要がある。
- 再審請求事件には、上記のとおり様々な類型があることに加え、法律の規定が少なく、参考文献や資料なども乏しいことから、どこから手をつけていいのか見込みがつけにくいという裁判官も少なくないと感じる。
- 科学的証拠をめぐる争いがある事件においては、当事者から科学的知見に関する意見書などが累次に渡って提出され、それらに対する意見書や反論の準備、裁判所の検討に時間を要することが多い。
- 再審請求事件の中には、当事者側において、裁判所の迅速な判断を求めるというよりも、当該審理の中で主張立証を尽くすことに意義を見出しているケースなどもある。このようなケースにおいて、迅速な審理運営を実現することは難しい。
- 第2次、第3次などと累次の請求が重ねられている再審請求事件では、請求人から、前の再審請求審に関与した裁判官の回避を求める旨の上申がなされることが多い。この点に配慮して裁判体を構成する場合、特に小規模庁においては、刑事部の裁判官のみで裁判体を構成することができなくなるなど、

裁判体の構成に苦勞することがある。

2 手続段階ごとの審理運営上の課題や解決方法

上記のと通りの再審請求事件の審理の実情を踏まえ、申立時、審理運営時、決定時などの手続段階ごとに、審理運営上の課題や解決方法について意見交換がなされ、主に次のとおりの意見が述べられた。

(1) 申立時

再審請求事件には様々な類型があることを踏まえ、申立時又は事件の引継ぎ時において、早期に事案の概要を把握し、どのような審理運営をするかの見通しを立てることが重要である。

そのための工夫例として、以下のようなものが挙げられる。

- 申立書を検討した段階で、大まかでも良いのでどのような類型の事案かなどについて裁判体で共有する。
- 申立書と確定判決を照らし合わせれば、どこまで記録を読む必要があるかなどの見通しがつくこともあるので、まずは申立書と確定判決を踏まえて合議をし、その上で確定記録の検討に入るとよい。
- 累次の請求によって証拠が積み重なっているような特大事件については、弁護団の方が事情をよく知っているので、確定記録の検討などに入る前の早期の段階で、確定判決や新証拠のポイントなどについて弁護団から説明を受け、効率的に事案を把握する。

(2) 審理運営時

ア 審理計画の策定の要否、当事者への求意見の時期や方法

- 検討に時間を要する事件であることが見込まれる場合は、確定判決に目を通した上で大まかな進行（意見書や補充立証の時期等）や決定時期について見通しを立て、これを裁判体と当事者との間で共有することが必

要である。

- 再審請求事件においては、判断の対象となる確定判決の構造やこれを踏まえた再審開始の要件、判例の解釈など、直ちに理解することが困難なものが多い。これらの点を理解し、裁判体で共有しなければ、審理計画を立てることも難しい。主任裁判官任せにせずに、なるべく早い段階で裁判体が認識を共有しておく必要がある。
- 審理計画については、裁判長などの経験豊富な人が大まかなものを立てた上で、合議を重ねながら少しずつ修正していくくらいでよい。全部準備してから取りかかろうとすると、着手が遅れてしまう。
- 経験のある裁判官でも再審は難しい。本格的ではない事件であっても、左陪席（経験の少ない判事補）が主任裁判官となる場合には、参考となる文献を教示したり、右陪席が引き取るといった工夫が必要である。
- 当事者が科学的知見に関する証拠などを準備する場合は、裁判所側のみで審理計画を策定することは困難であるため、当事者と打合せ期日を入れながらスケジュール感を共有する必要がある。
- 刑訴規則 286 条に規定する意見の聴取については、申立てがあった段階で請求人と検察官の双方に求意見をするという方法もあるが、請求人は請求書を既に出しているので、まずは検察官に求意見をし、その意見に対して請求人に求意見をするという方法もある。その上で、証拠開示のやり取りや事実の取調べなどが続く場合には、その結果を踏まえた最終的な意見書の提出の機会を設けるということが考えられる。

イ 証拠開示

- 再審は、あくまで非常救済手続であって第 4 審ではない。その上で、無辜の救済という再審の趣旨目的をどのように調和させていくのか。法的根拠をどこに求め、それとの関係で証拠開示をどこまで認めるのかという理屈の問題は重要である。ただ、現実問題として、証拠開示によって

出てきた証拠により、明白性が満たされて再審開始に至った事例は少なからずある。請求人において最初から明白性のある証拠を出すというのは極めて難しい面もあるのであり、無害の救済という再審の制度趣旨と、第4審を認めないというところの見極めをしっかりとしないといけない。

- 刑訴法435条6号が無罪等を言い渡すべき明らかな証拠があることを再審開始要件として定めていることを踏まえると、請求人から「無罪を言い渡すべき新証拠」が提出されているのに、なぜ更に証拠開示を求めるのかといった点も含めて理屈の整理が必要である。
- 既に提出されている証拠が新規性明白性の要件を十分満たさない場合でも、こういった証拠がある蓋然性があり、これを合わせると新規性明白性の要件をクリアできるといった場合に、検察官に対して証拠開示を求めることができると考えられる。そのためにも、請求人側において証拠開示の必要性をある程度説明できることが前提となる。
- 請求人が最初から明白性のある証拠を提出することは難しいという実情は承知しているが、検察官が開示に応じる理屈があれば良いし、なければ、運用面での対処を検討する必要がある。理屈としては、請求人側が提出してくる証拠に新規性明白性が認められるかという再審請求事件と、検察官請求証拠の信用性判断のために類型的な証拠を開示するという通常の被告事件とは建付けが異なるので、公判前整理手続における類型証拠開示とパラレルに考えるというのは難しいが、主張関連証拠開示については共通する部分があり、一つの取っかかりになる。運用イメージとしては、請求人側から証拠開示の申立てがあった場合、まずは請求人側に対し、提出された証拠の内容や確定判決の問題点を指摘させ、なぜ証拠開示が必要なのか、開示に係る証拠が主張との関係でどのような意味を有するのか、その証拠が存在する蓋然性などについて明らかにさせた上で、打合せ等で当事者と争点を共有しつつ、検察官に対し、争点の判

断のために必要な範囲内で証拠開示を勧告するということが考えられる。

- 裁判所は、開示の必要性を判断するために、証拠を裁判所だけで見る（インカメラ）ということが考えられる。
- 確定判決の時点において証拠の偏在が認められる場合（公判前整理手続の施行前の古い事件など）には、ある程度ゆるやかに証拠開示を求めるということが考えられる。

(3) 決定時

- 再審請求の中には、実質的に同一の理由で請求が繰り返されている事案がある。このような事案においては、どの部分がどのような理由で同一かということを整理した上で、その点に関する判断を決定書に明記し、刑訴法447条2項の規定により棄却する方法がある。そうしておく、新たな請求があった場合に同一理由によるものかどうかの判断がしやすくなる。
- 同一理由による請求として不適法とするかどうか、線引きは難しい。その判断に時間をかけるくらいなら、実体判断した方が早いケースもある。
- 事案の性質や内容を踏まえつつ、当事者に不意打ちとなることを防止する必要がある場合には、決定を出す時期を当事者に予告することも考えられる。また、大きな事件の場合には報道対応等が必要となるので、事務局との連携も重要である。

以 上